

国の動向

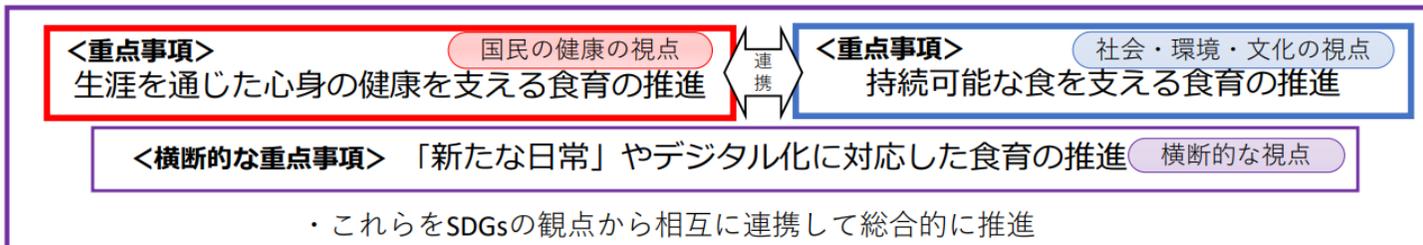
■ 食育基本法 平成17（2005）年7月施行

【基本理念】

- ▶ 国民の心身の健康増進と豊かな人間形成 ▶ 食に関する感謝の念と理解 ▶ 食育推進運動の展開
- ▶ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 ▶ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ▶ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ▶ 食の安全性の確保等における食育の役割

■ 食育推進基本計画

食育推進基本計画 2006年度-2010年度 計画期間5年	第2次食育推進基本計画 2011年度-2015年度 計画期間5年	第3次食育推進基本計画 2016年度-2020年度 計画期間5年	第4次食育推進基本計画 2021年度-2025年度 計画期間5年
【基本方針】 食育基本法の基本理念のとおり	【基本方針】 食育基本法の基本理念のとおり	【基本方針】 食育基本法の基本理念のとおり	【基本方針】 食育基本法の基本理念のとおり
—	【重点課題】 ・生涯にわたるライフステージに応じた 間断ない食育 ・生活習慣病の予防及び改善につな がる食育 ・家庭における共食を通じた子どもへの 食育	【重点課題】 ・若い世代を中心とした食育 ・多様な暮らしに対応した食育 ・健康寿命の延伸につながる食育 ・食の循環や環境を意識した食育 ・食文化の継承に向けた食育	【重点事項】 ・生涯を通じた心身の健康を支える 食育の推進 ・持続可能な食を支える食育の推進 ・「新たな日常」やデジタル化に対応した 食育の推進



「第4次食育推進基本計画（令和3～7年度）の概要」（農林水産省）から抜粋

次期大阪府食育推進計画の方向性（案）

大阪府食育推進計画 平成19（2007）年度- 平成23（2011）年度 計画期間5年	第2次大阪府食育推進計画 平成24（2012）年度- 平成29（2017）年度 計画期間6年	第3次大阪府食育推進計画 平成30（2018）年度- 令和 5（2023）年度 計画期間6年	次期大阪府食育推進計画（案） 令和 6（2024）年度- 令和17（2035）年度 計画期間12年	論点1
	【コンセプト】 より一層の実践活動につなげる食育	【基本理念】 全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会 ～いのち輝く健康未来都市・大阪の実現～	【基本理念】 【基本目標】 【合言葉】 健康づくり関連計画と協調を図る	論点2
		【基本目標】 ・食を通じた健康づくり ・食を通じた豊かな心の育成		論点2
【合言葉】 野菜バリバリ朝食モリモリ	【合言葉】 野菜バリバリ朝食モリモリ ～ 野菜あと100g、朝食で野菜を食べよう！～	【合言葉】 野菜バリバリ朝食モリモリ！ みんなで育む元気な食		論点2
【基本方針】 ・食に関する情報の発信 ・歯と口の健康づくりとの連携 ・子どもに重点をおいた取組み ・府民運動としての推進 ・食育推進のネットワークづくり	【基本方針】 ・生活習慣病予防のための取組み ・実践につながる情報発信 ・生涯を通じた歯と口の健康づくりと連携した推進 ・子どもから若年期に重点をおいた取組み ・府民運動としての推進 ・ネットワークを活用した推進	【基本方針】 ・健康的な食生活の実践と食に関する理解の促進 ・ライフステージに応じた食育の推進 ・食育を支える社会環境整備	<div style="border: 1px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">今後検討</div>	論点2
【取組み】 ・家庭や地域における推進 ・学校や保育所等における推進 ・歯と口の健康づくりと連携した推進 ・食の安全・安心の取組み ・生産者と消費者との交流の促進 ・食の環境整備 ・府民運動としての推進	<div style="font-size: 2em; color: orange; font-weight: bold;">継承</div> 	【取組み】 ・健康的な食生活の実践の促進 ・食の安全安心の取組み ・生産から消費までを通じた食育の推進 ・多様な主体による食育推進運動の展開 ・多様な主体が参画したネットワークの強化	<div style="border: 1px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">今後検討</div>	論点2

論点1 次期大阪府食育推進計画の計画期間について

次のとおり取り扱うこととしてはどうか。

- ▶ 次期大阪府食育推進計画の期間は、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年とする。
- ▶ 毎年度、大阪府食育推進計画評価審議会において進捗管理を行い、令和11年度を目途に中間評価を行う。
- ▶ 中間評価では、必要に応じて指標の見直しも含めて検討する。あわせて、国次期計画（令和8年度・令和13年度予定）を受け、府計画見直しの必要性等を適切に検討する。

	R 6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
第4次食育推進基本計画	4次		5次（未定）					6次（未定）				
次期府食育推進計画	次期府食育推進計画											
						中間 評価						最終 評価

国における考え方

次期国民健康づくり運動プラン（健康日本21（第三次））

関連する計画と計画期間をあわせること、各種取組への効果を短期で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を要すること等を踏まえ、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年とする。

府における考え方

- ・次期大阪府健康増進計画において、次期国民健康づくり運動プランの趣旨を踏まえ、計画期間を12年とする方針である。
- ・大阪府健康づくり推進条例（平成30年10月制定）により、府健康づくり関連3計画※に基づく健康づくり施策を総合的・一体的に推進している。
- ・条例に基づき府食育推進計画においても、府民の健康寿命延伸を目指していることから、その効果を短期で測ることは難しいと考える。

※大阪府健康増進計画、大阪府食育推進計画、大阪府歯科口腔保健計画

論点1 第4次大阪府食育推進計画の計画期間について

(参考) 次期国民健康づくり運動プラン (健康日本21 (第三次))



次期国民健康づくり運動プラン (令和6年度開始) 策定専門委員会資料より引用

- ・データソースについては、事後的な実態把握のため、公的統計を利用することを原則とし、その前提で目標の設定を行う。
- ・目標の評価については、実質的な改善効果を中間段階で確認できるよう、計画開始後6年 (令和11 (2029) 年) を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、計画開始後10年 (令和15 (2033) 年) を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映する。 中間評価及び最終評価の際に用いる比較値 (ベースライン値) については、令和6 (2024) 年度までの最新値とする。

(参考) 大阪府健康づくり推進条例 (平成30年10月制定) (抄)

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、府が定め、及び作成する健康増進法第八条第一項の計画、歯科口腔保健の推進に関する法律 (平成二十三年法律第九十五号) 第十三条第一項の基本的事項及び食育基本法 (平成十七年法律第六十三号) 第十七条第一項の計画において健康づくりの推進に関する目標を設定し、健康づくりに関する施策の総合的な策定及び実施に努めるものとする。

次のとおり取り扱うこととしてはどうか。

- ▶ 基本理念について
第4次食育推進基本計画を踏まえたうえで、大阪府健康増進計画等の健康づくり関連計画と協調を図る。
- ▶ 基本目標・合言葉について
基本理念を実現するため、基本目標及び合言葉を設定することとし、内容については、今後検討する。

府における考え方

・大阪府健康づくり推進条例（平成30年10月制定）

府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

・現行府計画の基本理念

「全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会 ～いのち輝く健康未来都市・大阪の実現～」

→ 健康づくり関連3計画の共通理念としている。

・現行府計画の基本目標、合言葉

基本目標 食を通じた健康づくり / 食を通じた豊かな心の育成

合言葉 野菜バリバリ朝食モリモリ！みんなで育む元気な食

→ 基本理念に近づくため、2つの基本目標を掲げ、合言葉を設定することで、府民、関係団体、行政が一体となって、楽しく元気な食育を推進することとしている。